別表第１（第９条の３）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 添付すべき書類  行為 | 付近見取図 | 配置図 | 立面図 | 土地利用計画図 | 造成計画平面図 | 造成計画断面図 | 外構（植栽計画）図 | 現況カラー写真 | 完成予想（パース）図 |
| 建築物の建築 | 〇 | 〇 | 〇 |  |  |  | 〇 | 〇 | 〇 |
| 開発行為 | 〇 |  |  | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

備考

１　立面図は、彩色が施された４面以上のものとする。

２　造成計画平面図は、変更前及び変更後の土地の形状が判断できるものとする。

３　造成計画断面図は、変更前及び変更後の土地の形状が判断できるものをいい、必要に応じて擁壁展開図を含むものとする。

４　外構（植栽計画）図とは、門、垣、さく、擁壁、木竹名（新植、保存、伐採、移植が判断できるよう表記したもの）、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。

５　現況カラー写真は、行為地及びその周辺の土地の状況を示す２方向以上から撮影したカラー写真とする。

６　完成予想（パース）図は、彩色が施された計画全体を示したものとする。